

法律の改正により農業委員会制度が変更

改正農業委員会法に定められた必須業務

農地法等による法令業業務  
(農地法の許可など)

※農地等の利用の  
最適化の業務推進

※「農地等の利用の最適化」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を行うための活動です。

これらの業務を進めるために、農業委員・農地利用最適化推進委員が委嘱されます。

農業委員会

農業委員

農業に関する識見を有し、農地法等による法令業務その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその役割を適切に行うことができる方

連携して活動

農地利用最適化  
推進委員

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有するとともに、地域農業に精通し、地域での話し合いの推進など現地活動ができる方

葦崎市農業委員会では、新制度による農業委員・農地利用最適化推進委員(任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日)の募集を平成29年4月より開始します。

■問い合わせ 農業委員会事務局 (内線226)

あなたのまちの子育て応援団

葦崎市ファミリーサポートセンターが  
お手伝いします!!

新年度の備え  
入会しておく  
と安心です。

◎葦崎市在住の3ヶ月～小学6年生までのお子さんを送迎、お預かりします。

場 所	日	時 間	料 金
①まかせて会員宅 ②送迎	全 日	7～19時 (時間外は応相談)	平日 700円/時間 休日 800円/時間 (+交通費35円/1km) ※葦崎市で半額助成があるので 実質：平日350円・休日400円
③葦崎市子育て支援センター (未就園児の場合)	火～日曜日・祝日 (月曜日は休館日)	9～17時	

■問い合わせ

葦崎市ファミリーサポートセンター事務局(葦崎市子育て支援センター内) ☎23-7676

※入会受付は随時行なっておりますので、ご希望の方はいつでもお問い合わせください。